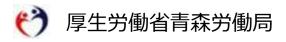
労働保険に加入された事業主の皆様へ

労働保険加入後の諸手続きについて

はじめに

- 1 労働保険料の納付について
- 2 名称、住所変更などの変更届提出について
- 3 労働保険の廃止手続きについて
- 4 労働保険の更新の手続き(年度更新)について
- 5 労働保険料の口座振替制度の利用について
- 6 電子申請の利用について
- 7 労働保険の事務委託について
- 8 その他(各種様式、リーフレット)

今回加入いただいた労働保険(労災保険・雇用保険)について、今後の事務手続き等についての説明となります。



はじめに

労働保険においては加入いただいた事業場についてシステム処理を行うにあたって、 各事業場の情報(名称、所在地、事業内容)を識別するために個々に番号を振り出し、 情報管理を行っております。

今回振出を受けた労働保険番号が貴事業場の労働保険番号となります。 貴事業場の労働保険番号については、成立届(事業主控え)に記載されている労働保 険番号欄の数字となります。

労働保険番号の構成



(5)

- ◆監督署において加入手続きした事業場の場合
- ① 府県番号 02 (青森)
- 1 (一元適用事業場、二元適用事業場労災保険のみ) ②所 掌
- ③管 01(青森)02(弘前)03(八戸)04(五所川原)05(十和田)06(むつ) 事業場所在地を管轄する監督署番号
- 6 桁の数字 ④基幹番号
- ⑤枝 番 号 一般事業場は 000 となる(事業分割の際等に使用する。)

※チェックポイント

各種手続き及び照会等必要であるほか各事務処理の際に使用することとなります。成 立届事業主控えについては保管するようお願いします。

各種手続きの際に使用しますので、貴事業場労働保険番号(記入しておきましょう。) 労働保険加入後の手続きにとして、労働者を雇用された場合、雇用保険の資格取得を 行う必要があります。

雇用保険にかかる事業場設置届、雇用労働者の資格取得を必ずハローワークにて手 続きをお願いします。

ハローワークに提出する様式はこちらの二次元コードからダウンロード出来ます。



労働保険の成立手続きに関する厚生労働省特設サイ はこちらの二次元コードから



1 労働保険料の納付について(法第15条、則第27条ほか)

加入時の保険料の納入は50日以内に納入が必要。

加入手続き後、50 日以内に労働保険料の納入が必要となります。 納入については、交付をされた「領収済通知書」(納付書とも言いま す。)を用いて取引先金融機関か最寄りの金融機関等で納入が必要と なります。(ゆうちょ銀行等可)

(延納(分割)の場合の納期限)

· · · · · ·	,	,			
	4/1	~5/31 に成立した	事業	6/1~9/30 K	成立した事業
	第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
期間	成立した日~ 7/31	8/1~11/30	12/1~3/31	成立した日~ 11/30	12/1-3/31
納期限	成立した日から 50 日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から 50 日	翌年1月31日

納付については、最寄りの金融機関、ゆうちょ銀行等をご利用下さい。

インターネットバンキングなどの電子納付、ATM等からの振込手続き等については、「4の労働保険の更新手続き等」において利用出来る場合がございます。

※チェックポイント

延納の場合は、別途「領収済通知書」が送付されるので当該領収済通知書により納付することとなります。

次年度において継続している場合の納付については「4の労働保険の更新手続き (年度更新)について」をご確認下さい。

法定納期限に納入が確認できない場合は、指定期限を付された督促状が送付されます。

なお、指定期限までに納付が行われなかった場合は、法定納期限の翌日から完納された日の前日まで日数について別途延滞金の納入が必要となりますので早期に納入をお願いします。

2 変更事項等の届出(法第4条の2 則第5条)

加入時から変更となった場合は変更のあった日の翌日から 10 日以内に届け出が必要となります。(変更届の提出)

事業主の氏名(個人事業のみ)、又は名称及び住所又は所在地、事業の名称、事業の行われる場所、事業の種類について加入時から変更があった場合は、変更のあった翌日から10日以内に届出が必要です。

労働保険各種変更届の様式は、最寄りの労働局、労働基準監督署にございます。提出 は所在地を管轄する労働基準監督署に提出が必要です。

労働保険・雇用保険の事業所情報に変更がある場合は、双方に手続きが必要となります。 雇用保険適用事業所に係る変更届の様式は最寄りのハローワークにございます。雇用保険 に係る様式は、こちらの二次元コードから入手が可能です。



電子申請では、変更に関する届出について労働保険・雇用保険双方の手続きが可能となっております。電子申請で可能な手続きについてはこちらの二次元コードから確認出来ます。



3 労働保険を終了する手続き(法第15条 則第27、38条)

事業を終了、廃業をする場合は、労働保険料の清算手続きが必要です。

事業は継続するが、労働者を雇用する見込みがない場合も清算手続きをお願いします。 (清算手続き後に再度、労働者を雇用した場合などは再度、成立手続きから始めることになります。)

労働保険加入後、労働者を雇用する見込みがなくなった場合、事業の廃止など労働保険の加入の要件を満たさなくなった場合、労働保険の廃止手続きと労働保険料の精算が必要となります。手続きの期限は50日以内となっています。

労働保険料について、概算保険料額で申告していただいているため 確定精算手続きを行うことにより納付額が確定額より多い場合は「還付 請求書」の提出により指定していただいた金融機関へ清算金の振り込 みを行うこととなります。

納付額が確定額より少なかった場合は追加で納付していただくこととなります。納付については別途領収済通知書の交付を受け、50 日以内に納付することとなります。

(法第15条第1項及び第2項、施行規則第38条第1項から第3項)

チェックポイント

※ 清算手続きにおいては確定申告書の提出が必要となります。あわせて、雇用保険 等にかかる手続きをハローワークで必ず行うようにしてください。

4 労働保険の更新の手続き(年度更新)について(法第15条 則38条)

保険関係が継続している場合は、各保険年度(4月1日から翌年3月31日まで)につい て、6月1日から40日以内(7月10日まで)に申告及び概算保険料の納付が必要となりま す。

労働保険料は、加入時の納付を行っていただき、それ以降につい ては年度更新において確定保険料の算定と精算、概算保険料額を算 定し、概算保険料額により1回か3回(一元適用事業場は40万円以 上、二元適用事業場は20万円以上)を選択していただいて納付を行 うこととなります。

それぞれの法定納期限は次の通りとなります。(延納納付の場合も 同様)

【法定期限】

第1期 7月10日 保険料納付対象期間 4月1日から7月31日 第2期10月31日 保険料納付対象期間 8月31日から11月30日 第3期 1月31日 保険料納付対象期間12月1日から3月31日 (期限が休日の場合は翌開庁日となります。)

法定期限までに納付されなかった場合は、督促状が送付され指定 期限を明示して納付を催促します。

督促状に記載された指定期限を経過した場合は、保険料が完納と なった日の前日まで

法定納期限の翌日から完納となった日の前日までの期間の日数に ついて労働保険料とは別に別途延滞金を納付していただくこととなりま す。

労働保険料保険料額が完納とされた場合、延滞金については、法 定年利として年 14.6%で計算された延滞金が課徴されることとなりま す。

労働保険の年度更新手続きに係る概要は、こちらの二次元コードから確認出来ます。



こんな時も年度更新手続き(廃止手続きを含む)が必要です!

- ***今後雇用する見込みないが、廃止手続きがまだの場合
- ***現在、労働者がいない場合
- ***保険年度内に労働者を雇用した実績が無い場合。

※ チェックポイント

例年の指定期限

第1期 11月20日頃

第2期 2月 4日頃

第3期 3月28日頃

- ※ 納付に関して確認相談がある場合は、労働保険徴収室徴収第二係(017-734-4145)までお問合せ下さい。
- 5 **事業主の口座振替による納付**(法 22 条の 2 第 1 項、則第 38 条の 2)

労働保険料の納入には口座振替制度が便利です。

労働保険料の納付については「領収済通知書」により金融機関窓口等での納付となりますが金融機関に出向く必要がないまた納入忘れがない口座振替による納付が便利です。納付忘れによる延滞金の課徴の防止ともなります。

口座振替を行う場合は、口座がある金融機関窓口への届出が必要となります。

また開始時期は手続きされた時期以降の取り扱いとなりますので必ず確認をお願いします。

※ チェックポイント

口座振替を希望する場合は所定の様式に記入し、希望する金融機関を経由して申請が必要です。

口座振替に関する手続きについては、こちらの二次元コードから確認できます。 関係する様式も入手可能です。



6 電子申請の利用(電子情報処理組織の利用)

(情報通信技術利用法第3条第1項、施行規則第80条第1~3項) 各手続きを電子申請により行うことが可能です。

労働保険の手続きについて、一部を除いて E-GOV から手続きが行え、窓口時間に制限を受けることなく、また行政窓口での待ち時間を気にすることなく手続きが行えます。

特に労働保険の年度更新時期にお勧めです。厚生労働省ホームページにも掲載されていますのでご確認ください。

また、年度更新手続きを電子申請で行うと、電子納付も可能となりますので、さらにご利用しやすくなります。

労働保険の電子申請についての厚生労働省ホームページの二次元コードはこちらとなります。



リーフレットはこちらから



7 労働保険の事務委託(労働保険事務組合への委託)

(法33条第1項 則第62条)

労働保険事務組合に加入することにより年度更新業務のほか特別加入制度への加入等 メリットがありますので加入を検討してはいかがでしょうか。

中小事業主(法第33条第1項厚生労働省令)については、労働保険事務組合にその事務を委託することができます。委託することによる特別加入制度への加入、労働保険料の分割納付(3分割)などのメリットがあります。)

青森県内の労働保険事務組合名簿はこちらの二次元コードから確認出来ます。



8 その他(各種様式、リーフレット)

P8-9 雇用保険適用事業所設置届様式

***雇用保険適用事業となる場合(雇用期間 31 日以上、週 20 時間以上の労働者を雇用)にハローワークへ提出して下さい。

P10-11 雇用保険被保険者資格取得届様式

***雇用保険は労働者ごとの加入(資格取得手続き)となります。雇用保険適用 事業所設置届とともに提出して下さい。

P12-13 口座振替リーフレット

P14 労働保険 名称、所在地等変更届様式

P15-16 雇用保険事業主事業所各種変更届様式

P17-18 変更届の記入例

P19-20 雇用保険適用事業所廃止届

P21 電子申請・電子納付について

P22-23 電子申請リーフレット

P24 労働基準監督署·公共職業安定所管轄一覧

雇用保険適用事業所設置局	(必ず第2面の注意事項 ※ 事業所番号	頁を読んでから 	記載してくだ	さい。)
帳票種別	T記のとおり届けます。 公共職業 令和 年	 :安定所長 月	(この用紙は、こ	_
2.事業所の名称(カタカナ)			このまま機	_
事業所の名称 [続き (カタカナ)]			械で処理しま	
3. 事業所の名称(漢字)]	すので、汚さ	
事業所の名称〔続き(漢字)〕]	さないようにし	_
4. 郵便番号 [してください。こ	
5.事業所の所在地(漢字)※市・区・郡及び町村名				
事業所の所在地(漢字)※丁目・番地				
事業所の所在地(漢字)※ビル、マンション名等				_
6. 事業所の電話番号(項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。) 市外局番 市内局番 番号				_
7. 設置年月日	基幹番号	枝番号		_
※ 9. 設置区分 10. 事業所区分 11. 産業分類 公共職業安定所記 (1 当然) (2 任意) (1 個別) (2 委託)	/1 日雇被	保険者 \事業所		_
(フリガナ) 13. 住 所 (法人のときは主たる) 事務所の所在地	17. 常時使用労働者数	. 1		人
事 (フリガナ)	18. 雇用保険被保険者数	一 般 日 雇		
業 ^石	19.賃 金 支 払 関 係	賃金締切日		B
14. 事業の概要		賃金支払日	当・翌月	日
(漁業の場合は漁船の) 総トン数を記入すること	20.雇用保険担当課名		·	課 係 ———
5. 事 業 の 開始年月日 令和 年 月 日 ※事業の 16.廃止年月日 令和 年 月 日	21.社 会 保 険 加 2	入 状 況	健康保険 厚生年金保 労災保険	験
	課 長 長	係	操 作 者	

注 意

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますので、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめの文字によって明瞭に記載してください。
- 4 1欄には、平成27年10月以降、国税庁長官から本社等へ通知された法人番号を記載してください。
- 5 2欄には、数字は使用せず、カタカナ及び「-」のみで記載してください。 カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い(例:ガ→切□、パ→ □□)、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
- 6 3欄及び5欄には、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字体とする。)により明瞭に記載してください。
- 7 5欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載してください。 5欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載してください。

また、所在地にビル名又はマンション名等が入る場合は5欄3行目に左詰めで記載してください。

- 8 6欄には、事業所の電話番号を記載してください。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「□」に続く5つの枠内にそれぞれ左詰めで記載してください。(例:03-3456-XXXX→ <u>○○3 □○□3 □□□3 □□□3 □□□□3 □□□</u>0)
- 9 7欄には、雇用保険の適用事業所となるに至った年月日を記載してください。この場合、元号をコード番号で記載した上で、 年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。

(例:平成14年4月1日→ 四日□四回回□)

- 10 14欄には、製品名及び製造工程又は建設の事業及び林業等の事業内容を具体的に記載してください。
- 11 18欄の「一般」には、雇用保険被保険者のうち、一般被保険者数、高年齢被保険者数及び短期雇用特例被保険者数の合計数 を記載し、「日雇」には、日雇労働被保険者数を記載してください。
- 12 21欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 13 22欄は、事業所印と事業主印又は代理人印を押印してください。
- 14 23欄は、最寄りの駅又はバス停から事業所への道順略図を記載してください。

お願い

- 1 事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。
- 2 営業許可証、登記事項証明書その他記載内容を確認することができる書類を持参してください。

数 即 令和 年 月 日 改 即 令和 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 日 日	22.	Ę	事業	所	印影		事業主	(代理人)	印影		(事業所	事業	E)	改印欄	(事業所	・事業主)	改印欄	(事業所	・事業主	≣)
録 日 23. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順 労働保険事務組合記載欄 所在地 名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月	2 24									改 印年月日	令和 年	月	日	改 印年月日	令和 年	月 日	改 印年月日	令和 年	月	日
日	豆																			
23. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順 労働保険事務組合記載欄 所在地 名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月	録																			
労働保険事務組合記載欄 所在地 名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月	印																			
労働保険事務組合記載欄 所在地 名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月	23	最寄り	」 J の 馴	₹ ∀ ι;	エアン はバス停	シャル	 う事業所/													
所在地 名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月		4, 5,			34. 37.13	,,,	2 3-26/11	· ·							光净化	・ 車 数 如 4	≻≣⊐ ≢ ∷∄	9		
名 称														-	刀倒水的	多多数	コ 百じ 単次化	Ŋ		
名 称 代表者氏名 委託開始 令和 年 月														Ī	听在地					
代表者氏名 委託開始 令和 年 月														-						
委託開始 令和 年 月														-	名 称					
委託開始 令和 年 月															代表老氏	-名				
														<u>-</u>	VX 0.2	ч				
														1	委託開始	<u>.</u>	令和	年	月	
															未完的队	<u> </u>	Δŧπ	左		
社会保険 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏 名 電話番号	_	1	b = 0 =	In.i. in :-	de deservicion de				- T	# P P	# D] =	女甙胜阴	<u> </u>	마마		Н	

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号
労 務 士				
記載欄				

※ 本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険 労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。 -9-

雇用保険被保険者資格取得届

標準 字体

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。

	帳票	東種別 一 一 -	a		1. 個人番	·号 一 一											
	2 26	[9][1][(<u>]</u> ∐ ₌						】 3. 取彳								
		は保険者氏:			フリガラ		カナ)			1 新規 2 再取得					j i	の 用 紙 せ、	_
																こ カ	_
	5. 変	変更後の氏	Ž		フリガラ	- (カタ:	カナ) 					1]]	ま ま 幾 ・ で	_
	6.性	 E別	7. 生年.	 月日			/ 2 大正 ·	Ш <u>.</u> 8.	」 事業所	[] 番号		<u> </u>			4	Л	_
		(1 男)	元号		年 月		3 昭和 4 平成 5 令和									浬 し ま す	_
		は保険者とう の原因	なったこ	ک 10. 	. 賃金(支払		(1 月約4 時間	頁: 単位 ⁻ 合 2 週給 引給 5 で	3 日給\	11. 資格]				☐ (⁴ ₅	平成 分和)	の で、 	_
		新規(新規) 雇用(学卒) 新規(その他) 1 F	12. 雇用 一1 / 1		<u>1</u>	3. 職種	01~11)	14. 就 []]	能経路 1 安定所紹介		•	間の所定は		引	さ な ハ	
	4	雇用 日雇からの切 その他 出向元への復 (65歳以上)		3 5	パートタイム 有期 季節的雇用 4 労働 船員 7 その	契約 】		第2面参照		2 自己就職 3 民間紹介 4 把握していない	<u>,</u>) L	時間] 1			ようにして	_
		契約期間の 定め		1 有	頁 ── 契約期間	元号				から					まで	て く だ 	_
						条項の有無		· 有) 無)	,		P成 5 名	和)	+ 2	'	- (·\ -	_
	事業	美所名 [[2 無	ŧ]		備考[
	17.	 被保険者り	······ :名(ロ-	 -マ字)	······(アルファ <i>・</i>					険者が外国 <i>.</i> ヽ。)	人の場合	合の	み記入して	くださ	ر، ا		
																	_
	<u></u>	皮保険者氏 ┃┃ ̄┃┃ ̄┃┃	名〔続き コ[二] [マ字)〕 		1	18. 在	留カー l コ厂コ[*の番号 (4	E留カード(の右上	に記載されてい	る12桁の英	数字)		_
	10	】┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃				<u> </u>	」 0. 資格外		 		_ 遣・請負	IJĹ ⁵ ⊏		請負労働者			
		期間					の許可の		(1 有 2 無		■・神 戸 労区分	₹ <u> </u>	で就労	て当該事業 する場合 áしない場合)		_
	22.	国籍・地域	; ()	23. 在	留資格)			
* :	 公安 #	记:	.得時被係 一		i類 2	ヿ /チェ	ック・リスト	・が \	不要 2	6. 国籍・地	域コー / 22欄に		27. 在留	『資格コ] / 23欄に	, !		
	共 職 業 所		2 短期 3 季節 11 高年	i	者(65歳以上)	┛│結果	されたが、 、同一人でな に「1」を記 <i>入</i>	いかった	L		するコ		を) 	1	iードを		
星 月]保隙	[]] 食法施行規則	 第6条第1:	 項の規定	こにより上記の	とおり届	けます。						\ T =	·		_	
		住 邡	Ť									î		年	月	日	
業	主	氏 名	i								*		公共職業安	定所長	殿		
		電話番号									**	備					
	労	徐保険 作成年月日 務 士	・提出代行者・事	務代理者の表示	氏	名	電	話番号	+								
*	<u></u>	載欄	\ <u></u>			15]	_+/					
	所		次		課	係	係	.	操 作 者			考					

注 意

- 1 □□□□□ で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上 に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字の標準字体により明瞭に記載すること。 この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い(例:ガ→力/・パ→/ハ/・)、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び 「エ」を使用すること。
- 4 1欄には、必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号(マイナンバー)を記載すること。
- 5 2欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合にのみその被保険者証に記載されている被保険者番号を記載すること。

なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載すること。この場合、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

(例: 460118**** 1301543210 → 1301-543210-)

- 6 3欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

イ 過去に被保険者になったことのないこと。

- ロ 最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過していること。
- 7 4のフリガナ欄には、被保険者証の交付を受けている者については、その被保険者証に記載されているとおり、カタカナで記載し、姓と名の間は 1 枠空けること。 なお、5欄に記載した場合であっても必ず記載すること。
- 8 5欄には、3欄で「2 再取得」を選択した場合で、被保険者証の氏名と現在の氏名が異なっているときに記載すること。
- 9 6欄には、該当するものの番号を記載すること。
- 10 7欄の元号は、該当するものの番号を記載し、年月日の年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。 (例:昭和51年5月6日→ 3|-5|05|06)
- 11 8欄は、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠とすること。(例:1301000001→ □ 300 □ □ 000 00 □ □)
- 12 9欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。
- (2) 中途採用者を雇入れた場合、取締役等委任関係であるとして被保険者から除外されていた者が、新たに明確な雇用関係に基づいて就労したような場合 ………2
- - イ その被保険者の雇用される事業が新たに適用事業となった場合
 - ロ 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき(在籍専従の場合も同様)
 - ハ 同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者(船員でない労働者)との間の異動があった場合
- (6) 65歳以上の者が出向元に復帰した場合等······8
- 13 10欄には、11欄に記載した年月日現在における支払の態様及び賃金月額(臨時の賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金及び超過勤務手当を除く。) (単位千円……千円未満四捨五入)を記載すること。なお、支払の態様は、該当するものの番号を記載すること(日給月給は月給に含める。)。
- 14 11欄は、試用期間、研修期間を含む雇入れの初日を記載すること。

また、年、月又は日が1桁の場合は、7欄の場合と同様に記載すること。

- 15 12欄には、該当するものの番号を記載すること。届出に係る者が派遣労働者(いわゆる登録型の派遣労働者であり船員を除く。)に該当する場合には、
 - 「2」(派遣労働者)、短時間労働者(週所定労働時間が30時間未満の者(派遣労働者、船員に該当する者を除く。))に該当する場合には、「3」(パートタイム)、有期契約労働者(派遣労働者、パートタイム、船員に該当する者を除く。)に該当する場合には、「4」(有期契約労働者)と記載すること。
- 16 13欄には、次の区分に従い、該当するものの番号を記載すること。

A 管理的職業・・・・・・01 E サービスの職業・・・・・05 B 専門的・技術的職業・・・・・02 F 保安の職業・・・・・06 C 事務的職業・・・・・・03 G 農林漁業の職業・・・・・07 D 販売の職業・・・・・04 H 生産工程の職業・・・・08	I 輸送・機械運転の職業・・・・・09 J 建設・採掘の職業・・・・・10 K 運搬・清掃・包装等の職業・・・・11
--	--

- 17 14欄には該当するものの番号を記載すること。
- 18 15欄には、4欄の者の11欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。
- 19 16欄は、契約期間の定めについて該当するものの番号を記載し、1を記載した場合には、その契約期間とともに、契約更新の条項の有無を記載すること。
- 20 事業所名欄右の備考欄には、9欄の「4 その他」に該当する者についての具体的説明その他を記載すること。
- 21 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。
- 22 外国人労働者(「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。)の場合は、以上に加え17欄から23欄に、ローマ字氏名、在留カードの番号(英字 2 桁-数字 8 桁-英字 2 桁)、在留期間、国籍・地域、在留資格等を記載し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。

なお、「家族滞在」の在留資格の者等、資格外活動の許可を得て就労する者については、当該許可の有無について20欄に記載のこと。また、派遣・請負労働者として主として8欄以外の事業所で就労する者については21欄に1を記載し、該当しない場合は2を記載のこと。

お願い

- 1. 雇用保険の資格取得年月日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 2. 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿その他記載内容を確認できる書類を持参していただく場合があります。
- 3. 4欄の者が法人の取締役又は事業主と同居の親族の場合は、事業所名欄右の備考欄にその旨記載してください。

※本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出 代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください!

2024(令和6)年度第1期分より、

対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が加わりました!

口座振替による納付のメリット

- (1) 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や 待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、**延滞金を課される心** ^② 配がありません
 - ※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません
- 4 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

引き落としのゆとりについて

保険料を延納(分割納付)している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

[※] 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による 納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください



申し込み手続きはかんたん!

STEP1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚牛労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付(厚生労働省ウェブサイト内)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

STEP 2 記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関は厚生労働省ウェブサイト(上記)でご確認ください。

各期の申込締切日・口座振替日



- ※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
- ※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、**引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に**引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、 -13-最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

労働保険 名称、所在地等変更届

Ŧ	Ē,	別		記のとおり届事項	に変更があったので届	けます。			4 B D
-		1604							年 月 日
					労働基準 公共職業	監督署長 安定所長		1 (1)1	住所又は 所 在 地
※修〕	E項目	※漢字 番号 修正項目番号	9 ※ 労働保険番府県 所掌	号管辖(1)	基幹番号		番号	業主	氏名又は名 称
L							項1		郵便番号
		郵便番号		· 項 2	住所市・区・郡	ž T	ı j	変	在
	10	住所(つづき) 町村	名				3	事	地電話番号番
	住						(項 4)	更業	名
	所介	住所(つづき) 丁目	·番地						称
	カナン						項 5)	前③	
変		住所(つづき) ビル	・マンション名等				(項 6	事	· 1
2		住所市・区・郡名						種類	
更						(項7		4	年月日から
後	11)	住所(つづき) 町村	名				- Galari	事	定
	住所						項8	期	年月日まで
0	(漢	住所(つづき)丁目	番地				(項 9	5	住所又は 所 在 地
事	字~	住所 (つづき) ビル	・マンション名等				9	業	
業		EM (JJe) CM					· 項 10	主	氏名又は 名 本
*		名称,氏名					159		郵便番号
主	12						項11	1 1 1	所 在
又	名称	名称・氏名(つづき)						⑥ 事	
	氏	ATT TO A (- C X)					項 12	更	電話番号番
は	名(カ	名称・氏名(つづき)					(項 13	業	名
事	カナン	電話番号						後	称
業						項14			
	(13)	名称・氏名					- Q	⑦ 事:	*
	名称	名称・氏名(つづき)					項15	種類	
	小 氏						項 16		XX
	名						10	8	
	(漢字						·項 17	変更理	由
1	~								
① 事業 元号	转終了于 一	予定年月日(元号:令和は年	9) 月 —	日 項 18		⑤変更年) 元号 —	月日(元号:令和は9) 年 ー 月	-[日 (項 19
※変更	後の労県	労働保険番号 所掌 管轄(1)	基 幹 番	号	枝 番 号	16 変更後0 府 県	万元請労働保険番号 所掌 管轄(1)	基 幹	番号 枝番号
No.	are	(// T D +D (1/	ab #1 M	7	1X # "5	項20	m = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	E #f	# 5
						20			
①变引	更後の	事業所番号				※保険関	孫等区分 ※府県区分	※管 車	鲁(2)
					項 22 4 4		項 項 23		· 項 25

	雇用保険事業	美主事業所	听各種変更	• /	2面の注意事項を 業所番号	読んでから記載して	ください。)
帳票種別	3	※1. 変更区	Z分 2. 変更年月 元号		(4	平成 5 令和)	」 (この用紙は、
3. 事業所番号		-	4. 設置年月		3 5	昭和 4 平成) 令和	このまま機械で処理しますので、
●下記の5~11欄に	ついては、変更がある	る事項のみ記	載してくださ	ر۱ _°			処理しませ
5. 法人番号(個人事業の場							
6. 事業所の名称 (カタカナ							いように
事業所の名称〔続き(カ	ogat)]						汚さないようにしてください。
7.事業所の名称(漢字)							Ů,
事業所の名称〔続き(淳							
8. 郵便番号		10.事業所の電	話番号(項目ごとに	それぞれ左詰め	で記入してくた	きさい。)	_
9. 事業所の所在地(漢字)	ーー 市・区・郡及び町村名 ┃ ┃ ┃	市外局番	市内局	# · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	番号		7
事業所の所在地(漢字)	_ 丁目:番地						_ _
] —
事業所の所在地(漢字)	ビル、マンション名等						7
11. 労働保険番号			<u> </u>	12. 設置区	 分 13. 事業所	 区分 14. 産業分類	 頁¦
府県所掌管轄基	幹番号	番号	公共職業安定所記 載 欄				_
変 (フリガナ) 住 所 15. (法人のときは主たる)			(フリガナ) 18. 変更前の事業所の4	7 称			
更事 (フリガナ)			変更制の事業所の4 (フリガナ) 19.	コが 			
事 未 (フリガナ)			変更前の事業所の所	在地 年 月	日 24.社会	保険 健康保険	
項 氏名 (法人のときは) (代表者の氏名)			開始年月日 ※事業の 21.廃止年月日		田 加入	、状況 厚生年金 労災保険	
16. 変更後の事業の概要			22.常時使用		25.雇用	1 保 険	Λ
17. 変 更 の 理 由			23.雇用保険		課 26.賃 支払	金質金締切日	
		※ 所	担当課名	課	係 係	貝金文払日	
備考		長	長	長	長	係	操 作 者

注 意

- ─────で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行いますの で、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、※印のついた欄又は記入枠には記載しないでください。
- 記入枠の部分は、枠からはみ出さないように大きめの文字によって明瞭に記載してください。
- 2欄の記載は、元号をコード番号で記載した上で、年、月又は日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁 で記載してください。(例:平成15年4月1日→ 四三□5|0回0□)
- 3欄の記載は、公共職業安定所から通知された事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の4つの枠内 に、残りの6桁を「□」に続く6つの枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

(例:1301000001の場合→ □30□□0000□□□)

- 4欄には、雇用保険の適用事業となるに至った年月日を記載してください。記載方法は、2欄の場合と同様に行ってください。
- 5欄には、平成27年10月以降、国税庁長官から本社等へ通知された法人番号を記載してください。
- 6欄には、数字は使用せず、カタカナ及び「-」のみで記載してください。

カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取り扱い(例:ガ→内門、パ→内門)、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ 「イ」及び「エ」を使用してください。

7欄及び9欄には、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字(英字については大文字体とする。)により明瞭に記載してください。 小さい文字を記載する場合には、記入枠の下半分に記載してください。(例: $r \rightarrow \overline{\gamma}$)

また、濁点及び半濁点は、前の文字に含めて記載してください。 (例:が→団、ぱ→៤)

9欄1行目には、都道府県名は記載せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記載してください。 9欄2行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載してください。

また、所在地にビル名又はマンション名等が入る場合は9欄3行目に左詰めで記載してください。

- 10欄には、事業所の電話番号を記載してください。この場合、項目ごとにそれぞれ左詰めで、市内局番及び番号は「 🖯 に続く5 つの枠内にそれぞれ左詰めで記載してください。(例:03-3456-XXXX→ <u>0|3|□□□□3|□|5|6|□□区区区区</u>□)
- 12 27欄は、事業所印と事業主印又は代理人印を押印してください。
- 13 28欄は、最寄りの駅又はバス停から事業所への道順略図を記載してください。

お願い

- 変更のあった日の翌日から起算して10日以内に提出してください。 1
- 営業許可証、登記事項証明書その他の記載内容を確認することができる書類を持参してください。

27.	事業所印影	事業主(代理人)印影	改印欄(事業所	・事業主)	改印欄	(事業所・事	称 者氏名 開始 年 月 日				
			改 印 令和 年月日 年	月 日	改 印 年月日	令和 年	月 日			月	日
登			,								
録											
印											
28.	最寄りの駅又はバス停か	ら事業所への道順			Ė	—————————————————————————————————————	務組合詞	 			
							,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	C TOV ING			
					Ē	<u>听在地</u>					
					; -	名 称					
					1	代表者氏名					
					- N	委託開始			年	月	
						委託解除	令和	<u> </u>	年	月	
£	記のとおり届出事項に変	更があったので届けます。									

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

住 所

事業主 名 称 氏 名

社:	会保	段	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号
労	務	\pm				
記	載	欄				

本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会 保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該 事業主の電子署名に代えることができます。 -16-

労働保険名称、所在地等変更届の記入例

労働係

禄 五	O聯 2 号 (第 5 条BFFA)	提出用
	_{労働保険} 名 称 、 所 在 地 等 変 更 届	жшт
	種 別 下記のとおり届事項に変更があったので届けます。 3 1 6 0 4	5年 4 月3日
		① 住所又は 台東区東上野 事所 在 地 3-8-24
		業氏名又は
	郵便番号 ① 労働保険番号 ※漢字 概範網果 所掌 管轄(1) 基 幹 番 号 枝 番 号	総映勝号 110-8862
「変更後の事業所」	50112345678-000	変 台東区東上野 3-8-24
・変更事項のみ記	郵便番号 住所 市·区・郡名	事 電話号 03 - 3956 - 1289 番
入してください。 ・<カナ>には、カタ	110-8509章 タイトウク 第48 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	更業名
カナと「一」のみ	(世 (4 (イ) ケノハタ (1) mH名 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	称
を使用し、英字は	所住所(つづき)丁目・番地	前事業
カタカナに置き 換えて読みやす		の種類
いよう適宜区分		(4) 年月日から 事業 予定 期間 年月日まで
して記入してく		第間 年 月 日 まで ⑤ 住所又は 台東区池之端
ださい。 ・<漢字>には漢字・	<mark> </mark>	事 所 在 地 2-5-13 業 氏名又は
ひらがな・カタカ	tem (つづき) 町村名 1 1 1 1 1 1 1 1 1	主名称
ナの他、英字にて	更 住 池 Z '	要
正しく記入して ください。	(A)	⑥ 地
1/2000	── 住所(つづき) ビル・マンション名等	更
	o [10]	* A
	A	後
⑦ 「事業の種類」 ・事業内容が変更	事名 名称・氏名 (つづき)	⑦ 事業
になった場合、	* E 25 5 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	の種類
保険率が変更	本 名 名称・氏名(つづき)	8
されることが あるので具体	所 ナ 電話番号 (市外局番) (市内局番) (番号)	変更理由 所在地移転のため
的に記入して	03 - 3987 - 8609	
ください。	(3) Feb. 17.6	
	8 (L-) (L-) (L-) (L-) (L-) (L-) (L-) (L-)	
	漢	
	(9事業終了予定年月日 (元号: 令和は9) 元号 -	月 - 向
	※変更後の分類保険番号 原変更後の元受労働保険番号	
		基幹番号 枝番号
		- [項表
	①変更後の事業所番号 ※保険関係等区分 ※府県区分	※管轄(2)_
		(q)
		※再入力区分
	※素 種 ※産業分類 ※特長コード ※データ指示コード 3 「頃 「頃 「頃 「頃 10 20 20 30	質到
	※修正項目 (美数・カナ) 事業主	
	Ling (現字)	台東区池之端 2-5-13
		株式会社 雇用保険
	<u>£8</u> '	代表取締役 雇用 太郎 のときはその名称及び代表者の氏名)

雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

■ 雇用保険事業主事業所各種変更届 (必ず第2面の注意事項を添んでから記憶してください。) ■ ※ 事業所番号	2「変更年月日」3「事業所番号」 4「設置年月日」 ・「0」も省略せず、枠すべてに記入し
	てください。
3 事業所番号	5 「法人番号(個人事業の場合は記入不要です。)」
●下記の5~11欄については、変更がある事項のみ記載してください。 型機関	・法人番号(国税庁から通知される13桁 の番号)を記入してください。
5.法人番号(個人專業の場合は記入不要です。)	
6 事業所の名称 (カタカナ) アンティショケンセツ	6および7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所 の電話番号」
#業所の名称 (練き (カタカナ)) カフシンギカ () マー	・変更事項のみを記入してください。
7.事業所の名称 (漢字) 安定所建設 — — —	ただし、事業所の所在地が変更になっ た場合は、変更となった所在地全てを 記入してください。
事業所の名称 (続き (漢字)]	
8. 郵便番号 10. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)	11「労働保険番号」
「「「」」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	・所在地移転・事業内容の変更等により 労働保険番号が変更になったとき記入
五百屋市中区菜 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	_ してください。ただし、他のハロー ワークの管内から移転した場合は、変
事業所の所在他(漢字) TB・番地 2	更がなくても記入してください。
事業所の所在地(漢字) ビル、マンション名等	16「変更後の事業の概要」
11. 労働奴餘番号 * 12. 設置区分 13. 李東所区分 14. 產業分類	・事業内容が変更になった場合は、変更 後の事業内容を具体的に記入してくだ
公共職業安定所	さい。
(フリガナ) ナゴヤシナカクサカエ	
甲 * (フリガナ) アンテイショケンセツカフラスカイシャ (フリガナ) ナゴヤシ ブルク サンノスルレ *** ** 安定所建設株式会社 は要素的の事業所の所在地 名古屋市 中区三の丸 ユーケー/	
項 ± (フリガナ) (フリガナ) (型度保険 (日本会議会) (日本会議会) (日本会議会会) (日本会議会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	
※事業の平成年月日 21億止年月日 21億上年月日 22億円保険 - 般 プク 人	
22常時使用 30 人 一	
17. 変更の理由 オネアリンがリタルアバエスグラス は温雨性後 担当課名 上 支 出願係 資金支払日 当 優か / 〇日	
備 考 操作 長 長 係 操作	※ 裏面も忘れずに記入してください
27	生) 改印欄 (事業所・事業主) 改印欄 (事業所・事業主) な 印 平成 な の 平成
27 「登録印」28 「最寄りの駅又は…」	9 476 4 7 8 476 4 7 8
・押印及び記入してください。	
・事業主欄についても、忘れずに記入の うえ、押印してください。 28.最寄りの駅又はバス停から事業所への道順	労働保険事務組合記載欄
	刀的环状平分的自己如果期
	所在地
←至結 座 駅 ○ △ 広小路通 至業	→ 名称
	代表者氏名 印
★ 全方形度駅	委託開始 年 月 日
上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。	要紅解除 平成 年 月 日
多毛壓中 公共職業安定所長 颗 住 所 名古	平R29年 7月 6日 5屋市中区栄2-3-/
***主 名称 安沙 氏名 八	定所建設株式定在 "管门"
社会保険 (MEAR) - MERCHE - BARCHE - BARCHE - E 名	
※本手機は電子申請による個出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定 なお、本字様について、社会保険労務士が悪子申請により本流書の損 保険労務士が過去を立めた選手業との対域化行名であることを証明することができ	世出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会

雇用保険適用事業所廃止届

標準 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
--

5. 房 8. 一 9. 事 業 所 10. 労険	共 O O 2		度 所 名 称 事業主 氏 名		(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)
※ 公共職業安定所記載欄	届書提出後、事業主が住所を変更する場合又は事業主に 承継者等のある場合は、その者の住所・氏名	(フリガナ) 名 称 (フリガナ) 住 所 (フリガナ) 代表者氏名 電話番号	電話番号	郵便番号	
備考会務載	5 土	※ 所 長	<u> </u>	(A)	操作者 ————————————————————————————————————

注 意

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学式文字読取装置 (OCR)で直接読取を行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には該当番号を記入し、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめのアラビア数字の標準字体により明瞭に 記載すること。
- 4 1欄には、平成27年10月以降、国税庁長官から本社等へ通知された法人番号を記載してください。
- 6 4欄には、雇用保険の適用事業となるに至った年月日を記載すること。 この場合、年、月又は日が1桁のときはそれぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載すること。(例:平成15年3月1日→ ΨΞ□□5030□)
- 7 5欄は、年、月又は日が1桁の場合は、4欄の場合と同様に記載すること。
- 8 6欄には、次の区分に従い該当するものの番号を記載すること。
- (1) 事業所の廃止(下記(2)に該当する場合を除く。)・・・・・・1
- (2) 事業所の統合に伴う事業所の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 9 7欄は、6欄に「4」を記載した場合にのみ記載すること。この場合、公共職業安定所から通知された事業所番号が連続した10桁の構成であるときは、3欄の場合と同様に記載すること。
- 10 8欄には、6欄に「4」を記載した場合に、統合先事業所に係る雇用保険の適用事業となるに至った年月日を、4欄の場合と同様に記載すること。
- 11 事業主の「住所」欄及び「氏名」欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。

お願い

- 1. 事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。
- 2. 記載内容を確認することができる書類を持参してください。
- ※ 本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職業安定所までお問い合わせください。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業 主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明 することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名 に代えることができます。

電子申請・電子納付について

- ・労働保険の適用徴収関係手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。
- ・電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向 くことなく、夜間、休日でも手続ができます。
- ・電子申請であれば、保険関係成立届を提出した際に付与される労働保険番号をご自宅・オフィス等で受け取ることができます。また、労働保険番号の早期振出等の機能強化により、より迅速に労働保険番号を受け取ることができるようになりました。保険関係成立届については電子申請を是非ご利用ください。
- ・年度更新の手続を電子申請により行った場合は、併せて電子納付をすることが可能です。また、 延納(分割納付)の申請をした場合の第2期以降の納付については、年度更新の手続を電子申 請により行っていない場合でも、電子納付をすることができます。

年度更新 (P4 参照)の電子申請には便利な「アクセスコード」をご使用ください

○「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている 8 桁の英数字が「アクセスコード」です。

○「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容 (労働保険番号、保険料率等)と同じ項目を電子申請 様式に取り込むことができます。これにより、前年度の申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

電子証明書について

電子証明書とは、インターネットを利用してやりとりするデータについて、データ作成者の本人確認、データの真正性を証明するものです。電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。(※)

詳しくは下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収関係手続で利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

※社会保険労務士及び労働保険事務組合がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新申告 手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます (P28参照)。

GビズIDについて

GビズIDとは、1つのID及びパスワードで様々な行政サービスを利用できるシステムであり、GビズIDアカウントを利用して電子申請をすることができます。GビズIDアカウントを利用する場合、電子証明書の添付を省略することができます(保険関係成立届等一部手続を除く)。GビズIDアカウントの作成方法については、GビズIDのホームページ(https://gbiz-id.go.jp)をご覧ください。

電子申請などの詳しい内容については、

e - G o v 電子申請のホームページ(https://shinsei.e-gov.go.jp)をご覧ください。



また、電子申請の事前準備や操作方法等については、

「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

・電話番号:050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

・受付時間:4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日・祝日 午前9時から午後5時まで

5・8~3月 平日 午前9時から午後5時まで

※土日・祝日及び年末年始(12月30日~1月3日)は受付を休止いたします。

労働保険の申請は、 「e-Gov (ヤーガブ)」 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、 電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、 インターネットを経由して、24時間 いつでも申請や届出ができます。





いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。



簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。 毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更 と修正だけ!入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。



ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要!申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。 GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。 (労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダライタは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト*ヘアクセス! https://www.e-gov.go.jp/

*電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう!



下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です!

チェック 1 電子証明書を用意します (GビズIDアカウントを使用する場合は 電子証明書の用意は不要となります。)

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。



- 公的認証サービス(マイナン バーカード)を活用できます。
- ・民間の認証局からの取得も可 能です。





電子証明書のご案内

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ロ グインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログイ ンアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けている ログインボタンからログインし てください。
GビズIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。gBizIDプライム及びメンバーアカウントを利用すると、電子証明書の添付なしで労働保険関係手続(一部手続は除く)ができます。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。



e-Govアカウントの登録

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、 正しく画面が表示されない場合があります。

> 小 ht

ポップアップブロックの解除

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。



Windows版での手順

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows



macOS版での手順 -23-

https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac

準備ができたら「マイページ」から申請ができます!

成立届・変更届等の提出先

労働基準監督署	住 所	電話番号	管 轄 地 域
青森	〒030-0861 青森市長島一丁目 3-5 青森第二合同庁舎8 F	017734-4444	青森市(旧浪岡町を除く)、 東津軽郡
3公育道	弘前 〒036-8172 弘前市南富田町 5-1		弘前市、黒石市、平川市、 南津軽郡、中津軽郡、 青森市のうち旧浪岡町
八戸	〒039-1166 八戸市根城九丁目 13-9 八戸合同庁舎1 F	0178-46-3311	八戸市、三戸郡
五所川原	〒037-0004 五所川原市唐笠柳藤巻 507-5 五所川原合同庁舎3 F	0173-35-2309	五所川原市、つがる市、 北津軽郡、西津軽郡
十和田	〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3 F	0176-23-2780	十和田市、三沢市、 上北郡のうちおいらせ町、七戸町、東北 町、野辺地町、六戸町
むつ	〒035-0072 むつ市金谷二丁目 6-15 下北合同庁舎4 F	0175-22-3136	むつ市、下北郡 上北郡のうち横浜町、六ヶ所村、

公共職業安定所	住 所	電話番号	管 轄 地 域
青森	〒030-0822 青森市中央二丁目 10-10	017-776-1561	青森市(旧浪岡町を除く)、 東津軽郡
/F	〒031-0071 八戸市沼館四丁目 7-120	0178-22-8609	八戸市、三戸郡
弘育位	〒036-8502 弘前市南富田町 5-1	0172-38-8609	弘前市、大鰐町、藤崎町、西目屋村、 平川市(黒石安定所管轄区域を除く)、 板柳町
むつ	〒035-0063 むつ市若松町 10-3	0175-22-1331	むつ市、下北郡
野辺地	〒039-3128 上北郡野辺地町昼場 12-1	0175-64-8609	七戸町、東北町、野辺地町、横浜町、 六ヶ所村
五所川原	〒037-0067 五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171	五所川原市、つがる市、 北津軽郡のうち中泊町、鶴田町、 西津軽郡
三沢	〒033-0031 三沢市桜町三丁目 1-22	0176-53-4178	三沢市、 上北郡のうちおいらせ町、六戸町
十和田	〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1 F	0176-23-5361	十和田市
黒石	〒036-0383 黒石市緑町二丁目 214	0172-53-8609	黒石市、青森市の一部(旧浪岡町) 平川市のうち旧尾上町、旧平賀町(小国、 葛川、切明、田舎館村

労働保険に関するお問合せ先

青森労働局 労働保険徴収室	〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎 5 F	017- 734-4145	【青森労働局・労働保険制度のページ】 https://jsite.mhlw.go.jp/aomori- roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudo u_hoken.html
------------------	---	------------------	---

(厚生労働省 HP の二次元コードはこちら)



(青森労働局 HP の二次元コードはこちら)



労働保険徴収室